

周南市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する
条例制定について

周南市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月24日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
周南市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年周南市条例第6号）
の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第12号とし、第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条中第5号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の休業に関する状況

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 職員の研修及び勤務成績の<u>評定</u>の状況</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>職員の人事評価の状況</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>職員の休業に関する状況</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>職員の退職管理の状況</u></p> <p>(9) 職員の研修の状況</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p>

現行	改正案
<p data-bbox="174 341 551 371">(公平委員会の報告事項)</p> <p data-bbox="125 405 1099 483">第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p data-bbox="161 517 344 547">(1) (略)</p> <p data-bbox="161 580 842 611">(2) 不利益処分に関する<u>不服申立て</u>の状況</p>	<p data-bbox="1176 341 1552 371">(公平委員会の報告事項)</p> <p data-bbox="1133 405 2107 483">第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p data-bbox="1164 517 1348 547">(1) (略)</p> <p data-bbox="1164 580 1809 611">(2) 不利益処分に関する<u>審査請求</u>の状況</p>